

テント生活についてのガイドライン

岩手県高体連登山専門部

令和2年6月1日付通知の「～学校の新しい生活様式～県立学校の部活動について」につきまして、今後の部活動の指針が示されました。指針の中にある移動及び宿泊時等における「三つの密」の徹底的回避のため、登山活動においてはテント泊についてのガイドラインの策定が求められます。

日本山岳ガイド協会のガイドラインにはテント泊については詳しい記載はありません。JMSCA 医科学委員会でもガイドラインを作成中ですがテント泊には触れていません。そこで、岩手県高体連登山専門部では、上部団体の岩手県山岳・スポーツクライミング協会（JMSCA 医科学委員会を含む）の支援を受けながらテント泊についてのガイドラインを策定しました。また、岩手県内において感染が確認されたことから再度検討し、以下の通り改訂しました。

基本的にはテント内に一緒に過ごすメンバーは感染していないことが大前提である。そこで以下に該当する生徒を参加させることは避けなければならない。参加生徒には以下のことに該当しないかをチェックし、書面で保護者の同意を得る。

ア 平熱を超える発熱

イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 下痢、吐き気、おう吐の症状

キ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

ク 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ケ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴又は当該在住者との濃厚接触がある場合

コ 同高校の生徒またはその家族に感染者・濃厚接触者がいる場合

（スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン参照）

また、上記を除外できても無症状の感染者があることを考えると、常に三密対策は必要である。

できれば1つのテントは1人で使用することが望ましいが、大会用（4～5人用）のテントに2名までであれば、頭の位置で2m以上の距離を保つことができることから可とする。ただし、以下のことを条件とする。

1. 常にテントの2方の出入り口を解放し通気を確保すること。
2. テント内では必ずマスクを着用すること。
3. テント内に入る際には、アルコール消毒液（エタノール濃度70%以上）で手指消毒すること。
4. テントは寝ることのみに使用し、それ以外の食事等は全てテント外で行うこと。
5. テント内での会話は極力避け、必要な場合は小さな声で控えめに行うこと。

またテント生活の後の5日間くらい体調管理（検温、症状チェック）を各個人が記録し、顧問がチェックする。

このガイドラインは当面、合宿地を岩手県内に限ることで、テントの共用について適用する。

岩手県高体連登山専門部の加盟校は上記ガイドラインに沿って合宿を計画、実施すること。

*令和2年8月6日 岩手県山岳・スポーツクライミング協会理事会にて協議し改訂

*令和2年8月19日 岩手県高体連登山専門部常任強化合同委員会にて協議し改訂